丁目2番20号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

月 次

告 示

○県統計調査の実施

(統計課)

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

援に関する法律による医療機関の指定(福祉指導課)

○大規模小売店舗に関する変更の届出 (3件)

○保安林の指定

(経営支援課) (治山林道課)

○道路の区域変更 (2件)

(首 路 課)

○特定非営利活動法人の定款変更認証の

(県民生活・ 男女共同参

画課) 〈8・2掲示〉

○農用地利用配分計画の認可

(農地・担い 手対策課)

高知県公安委員会規則

◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区 域に関する規則の一部を改正する規則〈8・10掲示〉

高知県告示第444号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成28年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称

高知県患者動熊調査

2 調査の目的

県内の全医療機関(歯科を除く。以下同じ。)を対象とし て、特定の1日における入院・外来別の全患者に関する調査を 実施し、本県における地域の疾病特性、年齢別、男女別及び住 所別の受診率、患者流入流出状況等県下の患者の実態を把握す ることにより、高知県保健医療計画の作成のための基礎資料と するため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

医療機関

(3) 属性

医療機関の受診者及び入院患者

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア外来
- (ア) 患者の居住市町村、性別及び年齢
- (イ) 医療機関の種別及び所在市町村
- (ウ) 外来の種別、受診診療科目、受診の状況及び傷病名
- (エ) 紹介医の有無並びに紹介元医療機関の種別及び所在 市町村

イ 入院

- (ア) 患者の居住市町村、性別及び年齢
- (イ) 医療機関の種別、所在市町村及び病床種別
- (ウ) 受診診療科目、受診の状況及び主病名
- (エ) 紹介医の有無並びに紹介元医療機関の種別及び所在 市町村

(オ) 退院の予定等

(2) その基準となる期日

平成28年9月16日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

692医療機関

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

郵送調査

7 報告を求める期間

平成28年9月6日から同月30日まで

高知県告示第445号

医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第 144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成28年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日 正木整形外科 四万十市中村新町二丁目9番地 平28·1·18 やまもと病院 室戸市羽根町乙1392番地 2 · 1 四国調剤くれだ 南国市久礼田101-13 まつむら薬局 宿毛市宿毛1315番地6 ア イ 薬 局 リ リ 5492-2 四国調剤山北薬 香南市香我美町山北1305-2 アルファ薬局香 # 赤岡町2067-1 3 · 1 さくら香美クリ 香美市土佐山田町117-13 *II* 10 領石蛍が丘クリ 南国市領石16-1 4 · 1 ニック りょうせき薬局 " 18番地5 四国調剤四万十 四万十市渡川一丁目2番51号 む こ せ 薬 局 香美市土佐山田町西本町二丁目 ル 3番6号 しのはら薬局高 高岡郡佐川町甲1685番地 北店

高知県告示第446号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」とい う。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項 において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示す

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小 売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配 慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事 項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働 部経営支援課に提出することができる。

平成28年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也

(2) 届出者の住所

香川県高松市多肥上町1210番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキ安芸店

安芸市川北字入口甲1714番地8ほか

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登

(変更後) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登

(変更後) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也

(5) 変更年月日 平成28年6月17日

(6) 変更理由

大規模小売店舗の設置者及び小売業者を行う者の代表者氏 名変更のため

2 届出年月日

平成28年7月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 安芸市役所

- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第447号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年8月16日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称

株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也

(2) 届出者の住所

香川県高松市多肥上町1210番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ須崎店

須崎市神田字新町屋敷2485-1ほか

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登

(変更後) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登

(変更後) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也

(5) 変更年月日

平成28年6月17日

(6) 変更理由

大規模小売店舗の設置者及び小売業者を行う者の代表者氏 名変更のため

2 届出年月日

平成28年7月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 領崎市役所

- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第448号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年8月16日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称

株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也

(2) 届出者の住所

香川県高松市多肥上町1210番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキ四万十店 四万十市具同352番ほか

- (4) 変更した事項
- ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登

- (変更後) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登
 - (変更後) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 遠州
- (5) 変更年月日

平成28年6月17日

(6) 変更理由

大規模小売店舗の設置者及び小売業者を行う者の代表者氏 名変更のため

2 届出年月日

平成28年7月26日

- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 四万十市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第449号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第 249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により 告示する。

平成28年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定に係る保安林の所在場所 高岡郡津野町新土居字カットロ越2168(次の図に示す部分に 限る。)

- 2 指定の目的
 - 十砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第450号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年8月16日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成28年8月16日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名安田東洋
- 3 道路の区域

区間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町正弘字 上ミロハケ2431番1 地先から 安芸郡安田町正弘字 上ミロハケ2432番1 地先まで	前	5. 5 } 42. 9	115
安芸郡安田町正弘字 上ミロハケ2431番 1 から 安芸郡安田町正弘字 上ミロハケ2432番 1 まで	後	5. 5 } 50. 6	115

高知県告示第451号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年8月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年8月16日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村下ノ加江
- 3 道路の区域

3 但时以区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原4 ウシコロビ から 幡多郡三原4 橘谷口288章	354番30 村成山字	前	3. 6 } 5. 5	27
幡多郡三原様 ウシコロビ から 幡多郡三原様 ウシコロビ まで	354番30 村成山字	後	8. 5 } 34. 3	27

····· 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の 規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった ので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定によ り次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年8月2日から2月間高知県文 化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年8月2日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

	申請に係る特定非営利活動法人			
申請の あった 年月日	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成28 年7月 29日	特定非 営利法人 いみ	近藤 純 次	香美市 土佐山 田町船 谷10番 地2	この法人は、衰退する地域の活性化や、持続可能な社会づくりを行うために、地域住民や地域に関心を持つ人達等を対象に、移住促進、地域資源の保全と活用、社会教育、社会

		り、もって公益の増進 に寄与することを目的 とする。

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社 から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地 中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18 条第1項の認可をした。

平成28年8月16日

高知県知事 尾﨑 正直

システム構築、情報発

信等を行うことによ

- 1 農用地利用配分計画の概要
- (1)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 高岡郡四万十町志和217番地 4

農事組合法人志和 代表理事 山本 奨一

- イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 高岡郡四万十町志和字下島ケ内818番、820番、821番 及び822番、字上島ケ内825番、826番、838番1、839 番、840番及び841番並びに字和田前875番及び879番
- (2)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 高岡郡四万十町志和190番地

山本 勝大

- イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 高岡郡四万十町志和字クモテン666番1及び字イナバ 697番
- (3)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 高岡郡四万十町志和355番地 諏訪 一男
 - イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 高岡郡四万十町志和字大切1215番1、1215番2、1225 番1、1225番2及び1225番3
- (4)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 高岡郡四万十町藤ノ川森ノ山240番地21 農事組合法人 藤ノ川ファーマーズ 代表理事 池田 拓也
 - イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 高岡郡四万十町藤ノ川字宝山945番、947番、948番及 び949番、字新田1036番及び1046番、字下切1192番並び に字下藤1393番
- (5)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 高岡郡四万十町古城119番地 島津 洋平

c:

イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 高岡郡四万十町大井川字寿徳557番 2

2 認可年月日

平成28年8月16日

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月10日(掲示済)

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第17号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域 に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則(昭和50年高知県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2の8 佐川警察署の表佐川警察署池川駐在所の項中 「土居甲 土居乙 竹ノ谷」を「竹ノ谷」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

•